

**年金**

年金額を満額に近づけるため

**「追納」をおすすめします！**

問 町民税務課 国保年金係 ☎ 77-3912

保険料の免除や納付猶予の承認を受けた期間で10年以内の期間は、保険料を「追納」することができます。納付書の発行依頼は年金事務所またはねんきんダイヤルへお願いします。

保険料を追納することにより、加算金がつきます。

免除・猶予を受けずに納めていた方と同じように年金額が計算されます。ただし、免除・納付猶予を受けてから3年度目以降に追納すると、当時の保険料に

**問合せ**

千葉年金事務所

☎ 043-242-6320

ねんきんダイヤル

☎ 0570-05-1165

**■平成29年3月末日までに追納する場合の1カ月分の保険料額（月分）**

年 度	全額免除 納付猶予 学生納付特例	4分の3免除 (4分の1納付)	半額免除 (半額納付)	4分の1免除 (4分の3納付)
H18年度分	15,000円	11,240円	7,500円	3,740円
H19年度分	15,030円	11,270円	7,520円	3,750円
H20年度分	15,140円	11,360円	7,570円	3,780円
H21年度分	15,230円	11,420円	7,620円	3,800円
H22年度分	15,490円	11,610円	7,750円	3,870円
H23年度分	15,280円	11,450円	7,640円	3,810円
H24年度分	15,130円	11,340円	7,560円	3,780円
H25年度分	15,100円	11,330円	7,550円	3,780円
H26年度分 (追納加算額なし)	15,250円	11,440円	7,620円	3,810円
H27年度分 (追納加算額なし)	15,590円	11,690円	7,790円	3,900円

注) 追納は、古い年月の分から順に納めることになっています。

**国保**

国民健康保険証の使用

**正しくできていますか？**

問 町民税務課 国保年金係 ☎ 77-3913

医療機関を受診する際、保険証を正しく使用しないと自己負担額が一時多く掛かったり、保険が利用できなかったりする場合があります。使用前に必ず確認してください。

**確認ポイント**

**○保険証の有効期間は？**

有効期限を経過した保険証は使用できません。新しい保険証の交付を受けてください。

**○社会保険などに加入していませんか？**

社会保険などに加入した場合、国保資格の喪失手続きが必要です。会社などの保険に加入後、社会保険証が交付されないからといって国保の保険証を使用してしまうと、保険分を返還していただくこととなります。

※国保資格は社会保険加入時にさかのぼって喪失されます。

**○交通事故や第三者からの受傷ではありませんか？**

交通事故など、第三者から傷病を受け国民健康保険を利用して受診する際には届け出が必要です。医療機関を受診する前に国保年金係へご相談ください。

**○仕事上の病気やけがではありませんか？**

労災保険の対象となるため、国保の保険証は使用できません。

**○高額療養費の申請はお済みですか？**

医療費の自己負担が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分は高額療養費として支給されます。該当する方には受診から約2〜3カ月後に通知を送付しますので、国保年金係窓口で申請をお願いします。申請の際は領収書が必要です。

**確定申告は忘れずに!!!**

国保税の算定や、高齢者の医療の負担割合、高額療養費の自己負担限度額などは申告情報をもとに決定されます。所得の申告は必ず行ってください。

※収入が無く、どなたの扶養にもなっていない方は、住民税の申告が必要になります。

**保 健**

保健推進員募集

健康づくりの輪を広げませんか？

問 保健センター ☎77-1891

現在、町では25名の保健推進員が町長からの委嘱を受けて活動していますが、このたび、平成29年度から一緒に活動してくださる新しい仲間を募集します。

町保健推進員協議会は、健康づくりに関する正しい知識を学び、自分や家族、地域の皆さんの健康づくりをすすめるための活動を行う団体です。

料理や運動に興味のある方、ボランティア活動を通して仲間づくりをしたい方など、一緒に健康づくりの輪を広げていただける方を募集していますので、お気軽にお問い合わせください。  
**■対象** 健康づくりに興味があり、不定期に活動していただく方

副町長の退任  
について

問 総務課 行政係 ☎77-3901

平成25年1月1日から芝山町副町長に就任していた轟孝雄副町長が任期満了に伴い、平成28年12月31日付けで退任しました。

固定資産評価審査  
委員会委員が就任

問 総務課 行政係 ☎77-3901

12月20日で任期満了となった芝山町固定資産評価審査委員会委員に、岩澤良昭さんが再任しました。

ける方

**■活動期間** 平成29年4月～平成31年3月までの2年間（再任あり）

**■活動内容**

- ・健康づくりや食育に関する教室の開催
- ・保健センター事業への協力
- ・運動や栄養に関する研修会への参加

**■募集期間** 3月24日（金）まで  
**■申込み** 保健センターまでご連絡ください。

**納 税**

町税は口座振替で

自動で簡単引き落とし

問 町民税務課 収税係 ☎77-3916

「口座振替による納税」は、金融機関に出掛けなくても、自動的に納税が完了します。町税の納税には、便利な「口座振替」をぜひご利用ください。

**■口座振替の特徴**

町税の納税は、ご指定の金融機関の預貯金口座から自動的に納税が行われる「口座振替による納税」をおすすめします。

口座振替による納税を利用すると、わざわざ金融機関に出掛けて納付する必要がなくなるなど大変便利です。

一度手続きをすると、自動的に更新されます。ただし、相続などにより所有者が変更になった場合などは、再度手続きが必要となる場合がありますのでご注意ください。

**■手続きはお早めに**

口座振替依頼書に住所、氏名、金融機関名、預貯金口座名などを記入し、預貯金通帳に使用している印鑑を押して、取扱金融機関へ提出してください。

**■口座振替依頼書**

町内の金融機関の窓口にご用意している依頼書をご利用になる

るか、町民税務課収税係へご連絡いただければ郵送します。

※ゆうちょ銀行での口座振替をご希望される場合は、ゆうちょ銀行窓口備え付けの依頼書をご利用ください。

**■取扱金融機関**

千葉銀行、山武郡市農業協同組合、千葉信用金庫、千葉銀行、千葉興業銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、銚子信用金庫、中央労働金庫、ゆうちょ銀行

